

「毒物及び劇物取扱者試験規則の一部を改正する規則（案）に
関する意見募集について」に対する意見と県の考え方

千葉県健康福祉部薬務課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和6年3月22日(金)～4月22日(月)
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 2人（2件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

No	御意見の概要	県の考え方
1	<p>具体的な改正内容が記載されていない以上、改正の概要を参照することしかできない。その他所要の改正が、添付書類（住民票）の廃止、願書の本籍地記載欄の削除、合格証書の本籍地記載欄の削除以外の何なのかが不明であるから、意見しようがない。その他所要の改正の内容を具体的に記載すべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 「その他所要の改正」の内容につきましては、様式第1号において添付書類の廃止に伴う文言の変更及び一部の文言をひらがなから漢字の表記に変更するもの、様式第2号において年度及び回数の記載を削除するものとなっております。本改正は、軽微な内容の改正であるため、「その他所要の改正」としております。</p>
2	<p>合否結果を受検者すべてに郵送していただきたい。 合格結果の郵送物を合格証としていただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>